



# 財務細則

Regional Finance Bureau's  
regulation.



一般社団法人 茨城県臨床工学技士会 財務局  
財務局長 倉持龍彦  
財務局 平根佳典





## (概要)

第1条 財務細則は一般社団法人茨城県臨床工学技士会定款第61条で定める附則に該当し、理事会の承認で執行できるものであり、社員総会での議決を必要としない。

第2条 一般社団法人茨城県臨床工学技士会定款第46条で定める資産管理の方法かつ第56条-5で定める組織及び運営に関する事項に該当し、財務運営を適切に行うために規定を設けるものであり、定款を超えるものではない。

## (改定)

第3条 財務細則ならびに財務規定の改定請求は、監事2名もしくは理事3名以上の申し立てにより、理事会承認のもと執行できる。

## (効力)

第4条 財務細則ならびに財務規定の効力は、一般社団法人茨城県臨床工学技士会定款第5条で定める正会員・賛助会員・名誉会員、第23条で定める役員、第44条で定める委員(ワーキンググループ等)に適用する。

## (公告)

第5条 財務規定の公告は、一般社団法人茨城県臨床工学技士会定款第4条で定める公告に準じ、電子広告の方法により通達され公告日より適用する。

